

2020年度 佐賀支部事業実施報告について

全国健康保険協会佐賀支部

1. 基盤的保險者機能關係

1. 基盤的保険者機能関係

※KPI ◎＝達成 ●＝未達成

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
① サービス水準の向上（業務グループ）			
<ul style="list-style-type: none"> お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 	<ul style="list-style-type: none"> 電話対応について、支部活性化PTで協議を行い、お客様満足度を向上させるための取り組みを実施した。 お客様満足度調査結果の傾向を踏まえた職員研修（接遇）を実施した。 サービススタンダードは、速やかな事務処理と進捗管理により100%を達成した。 郵送化率は、窓口相談や電話相談の際に、申請書ダウンロードの案内や郵送での提出の周知を実施した。また、毎年4月期は任意継続の資格取得申請が多くなることから、2月期に大規模事業所へ申請書・案内チラシ・封筒を「セット化」したものを送付し、郵送化への働きかけを早期に行った。 	<ul style="list-style-type: none"> サービススタンダードの達成状況を100%とする 現金給付等の申請に係る郵送化率を92.0%以上とする 	<ul style="list-style-type: none"> 【R3.3月末】 ◎サービススタンダード 100% 【R3.3月末】 ●郵送化率 90.5%
② 業務改革の推進に向けた取組（業務グループ）			
<ul style="list-style-type: none"> 現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務手順の標準化と効率化を図るため、グループ内で勉強会等を定期的実施し、課題の整理と職員間の情報の共有を行った。 	(設定なし)	-
③ 現金給付の適正化の推進（業務グループ）			
<ul style="list-style-type: none"> 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、現金給付を受給するための資格取得が疑われる申請など不正が疑われる申請について重点的に審査を行う。 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、「事務手順書」に基づく事務処理を確実に実施する。 傷病手当金と労災の休業補償給付との適正な併給調整を行うために、「事務手順書」に基づく事務処理を確実に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本部から資格取得時に疑義のあるリストの提供を受け、傷病手当金・出産手当金について事後調査を実施し、保険給付適正化プロジェクトで議論を行った。（6件：適正 1件：不適正）。 傷病手当金と障害年金等や労災の休業補償給付との併給調整について、「事務手順書」に基づく事務処理及び進捗管理を徹底し、傷病手当金の適正給付に努めた。 	(設定なし)	-

1. 基盤的保険者機能関係

※KPI ◎＝達成 ●＝未達成

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI(速報値)
④ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化(業務グループ)			
<ul style="list-style-type: none"> 多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)及び部位ころがし(負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診)の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。 柔道整復施術療養費審査委員会の審査により申請内容に不正や著しく不当であると認められる場合や、文書照会の回答結果により請求内容が疑わしい場合において、面接確認委員会で施術者への面接が行われたときは、必要に応じて厚生局へ情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 柔道整復施術療養費の適正化を図るため、文書照会の範囲を「施術箇所2部位以上かつ施術日数を月10日以上」を目安として実施した。「部位ころがし」は、本部からの提供データを参考に患者照会を実施した。 加入者に対する文書照会時に適正受診を啓発するチラシを同封し、周知を実施している。また、機関誌(社会保険さが)を活用した広報(整骨院、接骨院のかかり方)を実施した。 文書照会の回答による疑義や面接確認委員会の開催案件はなかったため、厚生局への情報提供なし。 <p><照会件数：年度累計 4,326件></p>	<ul style="list-style-type: none"> 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上での施術の申請の割合について対前年度(1.01%)以下とする 	<p>【R3.3月末】</p> <p>●申請の割合 <u>1.04%</u></p>
⑤ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進(業務グループ)			
<ul style="list-style-type: none"> 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 医師の再同意については、同意書の添付の確認を審査の時点で申請書ごとに適切に実施した。厚生局への情報提供案件はなかった。 	<p>(設定なし)</p>	<p>—</p>
⑥ 限度額適用認定証の利用促進(業務グループ)			
<ul style="list-style-type: none"> 事業主や健康保険委員へチラシやリーフレット等による広報を実施し、制度の周知を図る。 地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置し利用促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業主に対し、機関紙(社会保険さが)により広報を実施した。また、健康保険委員研修会において、チラシによる広報を実施した。 窓口未設置の県内市町に対し、限度額適用認定書申請書の設置依頼を実施した。 <p><令和3年3月末現在(累計)></p> <p>市 町：18市町 医療機関：89医療機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85.0%以上とする 	<p>【R3.3月末】</p> <p>●使用割合 <u>80.7%</u></p>

1. 基盤的保険者機能関係

※KPI ◎＝達成 ●＝未達成

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI(速報値)
⑦ 被扶養者資格の再確認の徹底(業務グループ)			
<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所へ文書または電話による勧奨を行う。 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 未提出事業所に対して、本部による文書での勧奨の時期に合わせ、支部独自に外部委託による電話勧奨を実施した。 <p><令和3年3月末状況> 対象事業所数：8,240事業所 提出事業所数(3月末速報値)：7,742事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.0%以上とする 	<p>【R3.3月末】 ◎提出率 <u>94.0%</u></p>
⑧ 効果的なレセプト点検の推進(レセプトグループ)			
<ul style="list-style-type: none"> システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指したレセプト内容点検効果向上計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進する。 無資格受診等の資格エラーによる医療機関照会を漏れなく行い、レセプトの返戻または医療費の返還請求を確実に実施する。 受診者に対する「負傷原因」の照会及び「第三者行為による傷病届」の提出勧奨を行い、加害者・損害保険会社に対する損害賠償金請求や労災による返納金請求を確実に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 進捗会議を毎月開催し、データ分析結果に基づく課題への対応等、行動計画の進捗管理を実施。 点検員との個別面談を毎月実施し、データをもとに効果的な内容点検手法の検討を実施。 毎月、点検員全員での勉強会やシステムのメンテナンスのための検討会を実施。 外部講師による研修を実施。 毎月支払基金と再審査結果に基づく疑義照会や支部間差異の協議を実施。また、支払基金審査委員長による研修を実施。 資格点検により医療機関照会をもれなく行い、レセプト返戻又は医療費返還請求を確実に実施。 外傷点検により「負傷原因」の照会、「第三者行為による傷病届」の提出催告を実施。特に「傷病届」については、通常の催告にあわせて弁護士名による文書催告を行い、損害賠償請求等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度(0.269%)以上とする (※) 査定率＝レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽ佐賀支部の医療費総額 	<p>【R3.2月末】 ●査定率 <u>0.243%</u></p>

1. 基盤的保険者機能関係

※KPI ◎＝達成 ●＝未達成

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
◎ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進（レセプトグループ）			
<p>・保険証回収強化については、下記の取り組みにより実施する。</p> <p>○日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に保険証未回収者に対し文書による返納催告を行うことを徹底する。（一次催告）</p> <p>○二次催告として一次催告後2週間以内に文書による返納催告を実施する。</p> <p>○「被保険者証回収不能届」等による電話番号判明者に対する電話催告を強化する。</p> <p>・発生した債権については、文書・電話・訪問による催告により早期回収に取り組むとともに、弁護士を活用した文書催告、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、債権の回収率の向上を図る。</p>	<p>・保険証未回収者に対し、資格喪失処理後、7～11日以内に一次催告を実施。また、一次催告催告の2週間後に二次催告を実施。</p> <p>・回収不能届が提出された一般喪失者（扶養削除者）には、受付から7営業日以内に電話催告を実施。任意継続喪失者（扶養削除者）については、一次催告前後に電話催告を実施。</p> <p>・年2回、保険証未回収が多い事業主あて保険証回収の協力依頼文書を送付。2回目の際には、文書依頼に併せて電話、訪問による協力依頼を実施。</p> <p>・社労士会へ保険証回収の徹底を会員へ周知いただくよう協力依頼を実施。</p> <p>・発生した全ての債権の調定をもれなく行い、債権の保全を図り、業務フローによる文書催告を実施。</p> <p>・文書又は電話により保険者間調整の利用勧奨を行い、確実な債権回収を実施。</p> <p>・納付がない者に対しては、弁護士を活用した文書催告を実施。</p> <p>・法的手続きを3件実施。</p>	<p>・日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1ヶ月以内の保険証回収率を94.16%以上とする</p> <p>・返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度（48.52%）以上とする</p> <p>・医療給付額総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度（0.060%）以下とする</p>	<p>【R3.3月末】 ●保険証回収率 94.09%</p> <p>【R3.3月末】 ◎返納金債権回収率 61.25%</p> <p>【R3.2月末】 ◎返納金の割合 0.036%</p>
⑩ オンライン資格確認の円滑な実施（企画総務グループ）			
<p>・国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。</p> <p>・現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。</p>	<p>・さが支部通信（8月号、3月号）、社会保険さが（11月号）、メールマガジン（2月号）にてマイナンバーカードによる健康保険証利用について周知を行った。</p> <p>・協会独自のオンライン資格確認システムは、令和3年2月19日をもってサービス終了。導入は1医療機関に過ぎなかったが、無資格受診防止の一助を担った。</p> <p>・今後は、本格運用が令和3年10月へ延期となった医療等IDを使用した国主導のオンライン資格確認の円滑な施行に向け、関係機関への周知等を行う。</p>	<p>・現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を100%とする</p>	<p>【R3.3月末】 ◎利用率 100%</p>

2. 戰略的保險者機能關係

2. 戦略的保険者機能関係（保健グループ）

※KPI ◎＝達成 ●＝未達成

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化			
具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
<p>① ビッグデータを活用した事業所単位での健康・医療データの提供< I、II、III > ・加入事業所に対して、「事業所健康度診断シート（事業所カルテ）」等の見える化ツールを提供する。</p> <p>② データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施< I、II、III > 上位目標：人工透析の新規導入者の割合を平成28年度（14.9%）から減少させる。</p>			
(1) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上			
<ul style="list-style-type: none"> 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：115,660人） <ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病予防健診 受診率65.2%（受診見込者数：75,410人） ○事業者健診データ 取得率 7.1%（取得見込者数：8,212人） 被扶養者（受診対象者数：32,614人） <ul style="list-style-type: none"> ○特定健康診査 受診率30.0%（受診見込者数：9,784人） 主な重点施策 < 健診事業 > <ul style="list-style-type: none"> ○健診推進経費を最大限に活用した生活習慣病予防健診の受診勧奨 ○外部委託による事業者健診結果データ取得の取り組み強化 ○新規適用事業所、任意継続被保険者等への受診勧奨 ○支部主催の集団健診の実施 <ul style="list-style-type: none"> 【時期】夏季（6-9月）、閑散期（11~3月） 【場所】ショッピングモール、コンビニエンスストア等 【特徴】 <ul style="list-style-type: none"> ・健診当日の特定保健指導の実施 ・専用フリーダイヤルによる予約 ・健診機関毎に設定された豊富なオプション検査（無料、有料） ○市町と協力した特定健診強化にかかる集団健診の実施案内 	<p>【被保険者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健診推進経費を最大限に活用した生活習慣病予防健診の受診勧奨 ○外部委託による事業者健診結果データ取得の取り組み強化 ○新規適用事業所、任意継続被保険者等への受診勧奨 <p>【被扶養者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支部主催の集団健診の実施 <ul style="list-style-type: none"> （時期）夏季（6-9月）、閑散期（11~3月） （場所）ショッピングモール、コンビニエンスストア等 （特徴） <ul style="list-style-type: none"> ・健診当日の特定保健指導の実施 ・専用フリーダイヤルによる予約 ・健診機関毎に設定された豊富なオプション検査（無料、有料） ○市町と協力した特定健診強化にかかる集団健診の実施案内 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診受診率を65.2%以上とする 事業者健診データ取得率を7.1%以上とする 被扶養者の特定健診受診率を30.0%以上とする 	<p>【R3.3月末】 <被保険者></p> <ul style="list-style-type: none"> ●健診受診率 60.8% （受診者数：70,375人） ●データ取得率 6.8% （取得者数：7,881人） <p><被扶養者></p> <ul style="list-style-type: none"> ●健診受診率 20.1% （受診者数：6,546人）
<p>【中止した主な健診事業】 ほとんど第一四半期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会主催の集団健診を中止 3/4-5/31 ・緊急事態宣言対象支部（7→13支部）の健診を中止 4/9-5/31 <p>※ 福岡支部に隣接する佐賀支部も支部判断で健診を中止</p>			

2. 戦略的保険者機能関係（保健グループ）

※KPI ◎＝達成 ●＝未達成

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
(2) 特定保健指導の実施率の向上			
<ul style="list-style-type: none"> 被保険者（特定保健指導対象者数：16,808人） <ul style="list-style-type: none"> ○特定保健指導 実施率22.0%（実施見込者数：3,698人） <ul style="list-style-type: none"> （内訳）協会保健師実施分 14.0%（実施見込者数：2,353人） アウトソーシング分 8.0%（実施見込者数：1,345人） 被扶養者（特定保健指導対象者数：832人） <ul style="list-style-type: none"> ○特定保健指導 実施率7.0%（実施見込者数：58人） 主な重点施策 《保健指導事業》 <ul style="list-style-type: none"> ○健診当日に初回面談が実施できる委託機関の拡大 ○ICTを活用した特定保健指導専門機関への外部委託の推進 ○外部委託先との合同研修、意見交換会の実施による保健師等のスキルアップ ○トップ営業による外部委託先の新規開拓および指導実施体制の強化 ○保健指導推進経費を最大限に活用した特定保健指導実施率の向上 ○運動に対する意識（問診項目等）によって対象者をセグメント化し、セグメント毎のアプローチ方法を実施・検証する。（佐賀大学、佐賀県庁とのコラボ） 	<ul style="list-style-type: none"> ○健診当日に初回面談が実施できる委託機関の拡大 ○ICTを活用した特定保健指導専門機関への外部委託の推進 ○保健指導推進経費を最大限に活用した特定保健指導実施率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導の実施率を21.3%以上とする 	<p>【R3.3月末】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特保実施率 13.9% (2,446人) <p><被保険者></p> <ul style="list-style-type: none"> 特保実施率 14.3% (2,409人) ・直営8.2% (1,383人) ・委託6.1% (1,026人) <p><被扶養者></p> <ul style="list-style-type: none"> 特保実施率 4.4% (37人)
(3) 重症化予防対策の推進			
<ul style="list-style-type: none"> 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数2,700人 ○保健師等専門職及び関係機関等の知見を活用し、より効果的な未治療者への受診勧奨を実施する。 ○早期かつ適切な受診につなげるため、健診機関による未受診者への受診勧奨を促進する。 ○事業主の健康意識の醸成及び従業員への受診勧奨促進のため、県労働局等関係団体と連携した取り組みを実施する。 ・糖尿病性腎症重症化予防事業 ○佐賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、主治医と連携した取り組みを実施する。 	<p>【未治療者に対する受診勧奨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナの感染状況を踏まえ、委託せず、保健師等専門職及び関係機関等の知見を活用し、より効果的に未治療者への受診勧奨を実施する。 →コロナの影響で5月送付分（2019年10月健診分）と6月送付分（2019年11月健診分）が中止 （6月下旬より再開）。 →7月下旬から支部保健師が不在となり、事業が一時停止 →保健師等専門職の知見を活用した文書勧奨及び電話勧奨を実施することとする。 <p>【糖尿病性腎症重症化予防事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○佐賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、主治医と連携した取り組みを実施する。（1名実施中） 	<ul style="list-style-type: none"> 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.7%以上とする 	<p>【R3.3月末】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受診した者の割合 10.7%

2. 戦略的保険者機能関係（企画総務グループ・保健グループ）

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
(4) コラボヘルスの推進			
<ul style="list-style-type: none"> ・健康宣言事業所をベースとした保健事業の活性化（面拡大と質の向上） ○健康宣言事業所をトップランナーとして、佐賀支部全体の保健事業の活性化を実現し、保健事業に関するKPI達成を実現する。 ○そのためにも、健康宣言事業所ではない大規模事業所については、健康宣言事業へのエントリーをしてもらうため、支部から積極的にアプローチをかける。 ○新規事業である「眠活プロジェクト」（睡眠改善による健康度向上への取り組み支援）も健康宣言事業所を中心に実施する。 ○支部の企画総務部内に「データヘルス計画推進会議（仮称）」を設立し、月次におけるPDCAサイクルを実現する。 ○また、データヘルス計画自体の見直し（令和3年度から令和5年度までの後半3ヶ年）にも着手する。具体的には、令和2年度までの前半3ヶ年計画の中間評価を実施し、後半3ヶ年計画を再構築する。 ・契約保健師、管理栄養士による健康宣言後のフォロー体制等の確立 ○特定保健指導の外部委託推進により、特定保健指導から健康宣言事業へのシフトを実現する。 ○併せて、契約保健師、管理栄養士のスキルアップも実現する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○3月末宣言事業所数 <u>522社</u> ・対前年度比94社増（前年度428社） 主な増加の要因は、関係団体との連携による宣言事業所の拡大。また、健康経営にかかる広報を継続してきたことも拡大の要因である。 ○がばい健康企業宣言2020優良企業数 <u>156社</u> ・前年度比108社増（前年度48社） ・佐賀県が実施した「第2回佐賀さいこう表彰（健康経営部門）」に優良企業の中から3社推薦し、内1社が取組を評価され表彰を受けた。 ・経産省が実施する「健康経営優良法人2021」において、大規模法人部門3社、中小規模法人部門37社（うちプライト500には4社）が認定された。 ・宣言事業所における取組み強化と質の向上を目的とし、がばい健康企業宣言2021優良認定におけるレギュレーションの見直しを実施。宣言事業所への周知を行い、事業所の自主的かつ積極的な取り組みの促進を図った。 ・関係団体との連携によるセミナーの開催や保健師等によるフォローアップなどの取組みにより、宣言事業所の拡大及び健康経営の実践が確実に広がった。また、優良企業数も倍増するなど質の向上も図られた。この機運をさらに高めるため、引き続き関係各所と連携を図りながら健康経営を推進する。 	<p style="text-align: center;">（設定なし）</p>	<p style="text-align: center;">—</p>

2. 戦略的保険者機能関係（企画総務グループ）

※KPI ◎＝達成 ●＝未達成

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>			
<ul style="list-style-type: none"> ・広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査の結果を踏まえた広報計画を策定する。 ・加入者・事業主に対し、佐賀支部の現状について、様々な媒体（新聞・テレビ等）による広報を実施することによって、生活習慣の改善や受診行動変容への動機づけを行う。 ・ナッジ理論（きっかけを提供し、それとなく良い方向へ行動を促す手法）等を活用した広報を実施し、インセンティブ制度の周知や特定健診等の効果的な受診勧奨を行う。 ・医療費が全国平均と比べ高いため、疾病予防や健康づくりのための研修を健康保険委員向けに実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀支部の現状の周知や行動変容を目的とした広報（健診・健康経営・インセンティブ制度）について、WEB調査（4月）の結果を踏まえ、テレビCM、ラジオ、ポスター等、様々な媒体により実施した（1/4～2/28）。※実施後にWEB調査を実施（3月） ・健康保険委員の委嘱拡大に向けて10人以上の被保険者がいる事業所に勧奨文書を送付（10月）し、拡大を図った。 ・制度周知用冊子「協会けんぽのしおり」を作成し、健康保険委員に送付（10月）、年金機構との合同研修会（11月）における資料とした。研修においては、佐賀県健康増進課と連携し、佐賀県民の野菜摂取量が低いということを考慮し「野菜の摂取（ベジスタ）」をテーマに研修を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上（<u>44.5%</u>）とする ・全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を<u>55.5%</u>以上とする 	<p>【R3.3月末】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●加入者理解率 <u>40.7%</u> ※令和2年度理解度調査 【R3.3月末】 ◎被保険者数の割合 <u>55.79%</u>
④ ジェネリック医薬品の使用促進 <Ⅰ、Ⅲ>			
<ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとのジェネリック医薬品使用割合と全国平均との比較を事業所宛に情報提供し、ジェネリック医薬品希望シール貼付徹底の協力依頼を実施する。 ・医療機関・薬局ごとのジェネリック医薬品に関する自医療機関等の県内での立ち位置を情報提供することにより、使用割合向上を図る。 ・参画する佐賀県後発医薬品使用検討協議会や関係団体に対し、ジェネリックカルテ等の活用や支部独自の取り組み等を積極的に発信する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとのジェネリック医薬品使用割合と全国平均とを比較した見える化ツールを事業所に情報提供（7月）し、併せてジェネリック医薬品希望シール貼付徹底の協力依頼を実施。（2,431事業所） ・医療機関・薬局に対し、ジェネリック医薬品に関する自医療機関等の県内での立ち位置を見える化ツールで情報提供した（7月）。（670機関） ・県内の医療機関、薬局へ訪問による使用促進の勧奨を実施（7～8月）。 ・チェーン薬局へ訪問による使用促進の勧奨を実施（12月）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀支部のジェネリック医薬品使用割合を令和2年9月末までに<u>82.1%</u>以上とする。 	<p>【R2.9月末】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●使用割合 <u>81.7%</u>

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
⑤ 地域の医療提供体制への働きかけや意見発信< I >			
<p>(1)意見発信のための体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制等に係る意見発信を行うため、被用者保険の参画枠を拡大させる。引き続き、県や保険者協議会に対して参画を拡大するための要請を行う。 <p>(2)医療費データ等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部から提供される地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。 <p>(3)外部への発信と情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 ・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想調整会議については、5区域中2区域の参加に留まっており、残り3区域への参加が必要である。7月に佐賀中部保健福祉事務所へ中部区域へのオブザーバー参加について打診するも、県医務課と協議の上、保険者協議会の推薦が無ければ困難であるとの回答であったため、10月に県健康福祉部長へ全区域へ参加できるよう要請を行った。 ・「佐賀支部の医療費等の動向」を作成し、ジェネリック医薬品の使用割合が低い地域の国民健康保険運営協議会（7月）などで意見発信を行った。 ・11月に県薬剤師会に対し、一般名処方加算1の市町別ジェネリック医薬品使用割合について情報提供を行った。 ・12月に参画する国民健康保険運営協議会において、コロナ禍における佐賀支部の医療費動向の情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の被用者保険との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする ・「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する 	<p>【R3.3月末】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●参加率 <u>40.0%</u> <p>【R3.3月末】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●意見発信を実施 <u>未実施</u> ※コロナウイルス感染症拡大の影響により会議が未開催であった。

3. 組織・運営体制機能関係

3. 組織・運営体制関係（企画総務グループ）

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置			
<ul style="list-style-type: none"> 業務の効率化・簡素化の徹底を図り、標準人員に基づく適切な人員配置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> マニュアル、手順書に基づく業務の効率化、簡素化の徹底を図り、標準人員に基づく適切な人員配置を行った。 RPA導入に伴う支部取扱要領を制定し、確実に効率的な事務処理を行う体制づくりとRPAの積極的な活用を図った。 	(設定なし)	-
② OJTを中心とした人材育成			
<ul style="list-style-type: none"> OJTを中心としつつ、研修や自己啓発等を効果的に組み合わせることで、職員のスキル向上を図り、組織基盤の底上げを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規採用者（契約職員等）に対する協会職員として遵守すべき事項等について研修を実施。 全職員に対し、年度を通じてコンプライアンス、メンタルヘルス、ハラスメント防止、個人情報保護・情報セキュリティ研修を実施し、協会理念を実現するための高い倫理と責任感を持つ職員に向けた人材育成を図った。 ビジネススキル研修、アンガーマネジメント研修を実施し、常に加入者の視点に立ち業務を行うための専門的な知識・スキルの向上に努めた。 	(設定なし)	-
③ インセンティブ制度、支部業績評価を意識した組織運営			
<ul style="list-style-type: none"> 他支部との比較を通じて佐賀支部の業績を向上させ、組織運営の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> インセンティブ評価指標のうち、「特定健診等の実施率」が他支部との比較において平成30年度29位、31年度28位と改善の余地が大きいことから、支部一丸となって取り組みを実施。具体的には、支部医療費適正化プロジェクトとして、支部職員が前年度訪問等を行った事業所に再訪問し、事業主から被扶養者へ向けた特定健診受診勧奨の継続的な取り組みを依頼し、受診率向上を図った。 インセンティブ評価指標では上位の成績ではあるものの、更なるジェネリック医薬品使用促進を目的に広報（佐賀支部通信、メルマガ、社会保険さが）の実施、医療機関・薬局への情報提供を行った。 	(設定なし)	-

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
④ 費用対効果を踏まえたコスト削減等			
<ul style="list-style-type: none"> 調達における競争性を高めるため、参加が予想される業者に対して広く周知に努めるほか、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札を4件実施。一者応札とならないよう公告、履行の期間を確保した。また、公告後には前年度参加業者への声掛けを行うなど参加率の向上を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、前年度（0%）以下とする。 	<p>【R3.3月末】</p> <p>◎一者応札割合 0%</p> <p>※一者応札案件なし</p>
⑤ コンプライアンスの徹底			
<ul style="list-style-type: none"> 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、委員会の開催及び職員研修等を通じてその徹底を図る。また、情報セキュリティ強化月間の設定を通じ、職員の意識向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月第2、第4水曜日に実施している全体朝礼時に「全国健康保険協会行動規範」の唱和等を実施し、協会の理念やコンプライアンス基本方針の十分な理解と行動規範の実践を図った。 支部のポータル画面上に「行動規範」を表示し、協会の理念やコンプライアンス遵守の必要性を周知した。 6月コンプライアンス研修、9月ハラスメント防止研修を実施。 上期、下期に各1回コンプライアンス委員会を開催。支部コンプライアンス管理体制並びに自主点検の結果を確認し、要改善事項等の協議、今後の取り組み等を決定。高い意識の共有と個人ではなく組織で判断していく環境の構築を図った。 情報セキュリティ月間を12月に設定し、部長朝礼、グループ朝礼等を活用して、職員の意識定着を図った。 	<p>（設定なし）</p>	<p>—</p>

3. 組織・運営体制関係（企画総務グループ）

※KPI ◎＝達成 ●＝未達成

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
<p>・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、より幅広いリスクに対応できるようリスク管理体制の強化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大への職員の健康対策として「マスク」「手洗い」「アルコール消毒」「うがい」等の自己管理の徹底、並びに「非接触式電子体温計」の設置を行い、感染予防に努めた。 ・新型コロナウイルス感染症に感染した場合の支部対応フローを作成。周知徹底を図り、不測の事態に備えた。 ・上期、下期に各1回安否確認システム模擬訓練を行い、非常時への対応に備えた。台風10号襲来の際には、支部閉鎖並びに安否確認システムによる安否確認を実施した。 ・個人情報保護、情報セキュリティ研修、標的型メール攻撃訓練を通じ、情報セキュリティを取り巻く環境の理解を深め、セキュリティ対策の維持・強化に努めた。 	<p>（設定なし）</p>	<p>—</p>